

# 図書館通信 —6—

1970.11

## 文献の検索を如何にすべきか

武藤時雄

最近人文科学でも自然科学でも、理論方面でも技術応用方面でも、その他あらゆる分野にわたっての文献が日毎きわめて数多くあらわれている。したがってわれわれが何か調査研究しようとすると、関係方面の図書雑誌を検索するだけで多大の時間と労力とを要することになる。自分の研究方面的学会報告を當時見ておればよいといってはみても、関係雑誌の数がすくないうちはよろしかろうが、今のように同一分野でもいくつかの学会があり雑誌があるということになると新着勿々何があるか一通り目を通しておくだけでもかなり時間がかかることになろう。また今日現在は自分に余り関係ないと思われることでも明年になれば必要不可欠という状態になるものもあることは誰しも数々経験するところである。

大学附属図書館は知識の宝庫として多数の図書雑誌を所蔵し、これをいつも利用しやすいよう整理してあり、利用者の便をはかられているが、今日のように多数の情報——情報過多といった方がよからうが——がある状態に立ち至った今日では未来の図書館はどうあるべきかを考えて見のも無駄でなかろう。端的にいえば書架や書庫をいくら増設しても増加する図書数には及ばないであろう。たまる一方の図書には建物や敷地にも限度があろう。ここに文献の整理保管として新しい考え方を採用しなければならないことになる。保管図書のマイクロフィルム転写とか、世間でよく口にする電子計算機の導入なども当然考えなければならないものの一つであろう。

従来も図書館の保管図書整理はUDC分類を用いるとか、書架の配置やら、いろいろと利用者の便宜を考えられてはいる。しかし前にもいう通り今のようなそして益々はげしくなるであろう情報の洪流に対し利用者の欲する文献検索に対しては電子計算機とのいわゆる「会話」を通して簡単にかつ日常使いなれている用語を用いて探し出せるよう配慮する必要がある。この文献検索にあたって必要な技術はいまでもなく「情報処理」であり、記憶装置に「情報」を憶えこませておいて（これを書き込みという）必要あるときに引き出す（これを読み出しという）ことである。記憶素子としては磁気特性を用いたものがよく知られているが、最近は「ホログラムメモリ」といって「レーザ光」を用いた光学的手段で極めて多量の記憶を可能にする方法もある。このような記憶装置から情報の読み出し……ここでいうなら文献の検索……には非破壊読み出し（N D R D）が用いられる。および読み出しにはこうした「非破壊」のものと「破壊」のものとあることはよく知られている。たとえば新幹線の指定座席の予約のようなものは一つ希望の「座席」を読み出したならば記憶装置におけるその「座席」の記憶は消えて貰らわないと指定券の二重売りができる。しかし文献検索の場合は誰かがある文献を探し出したならば、記憶装置にその文献が消えるのでは後の人の役に立たない。そこにメモリが破壊されない読み出しが重要である。こうした「非破壊読み出し」によって文献の検索をするにはまず文献検索のプログラムとして検索式、探している文献の属する専門部門……経済学とか機械工学とか、分

野……景気の変動とか熱機関とか、文献発行の年、著者名、文献記載図書名などを情報処理装置に入力信号として予め定められた約束にしたがって入れる。たとえば連続したパルス2つは何、4つは何というように。こうすると情報処理装置がこれらの入力を統計的に処理して、記憶装置に蓄積されている関連語を出すことができる。この関連語とは利用者が検索するために入力した用語と関連の深い用語であり、あらかじめ用語相互間の関連の度合を統計的に処理して記憶させたもののことである。これによっていま調べようとする事項に関係の深いものが打出されるわけでこれをタイプライターを作動して書き出さずわけである。これによって文献の検索が極めて容易に能率的なよういうものである。もちろんあとからあとから増加する文献を記憶させるため関連語の追加もできる。こうした方法をConversational Information Retrieval System on Document略してC I R E Sといふ。こうした情報処理にはもちろん電子計算機を使用する。以上は電子計算機利用の一つとして文献検索の例である。これから図書館の仕事にはこうした情報の蓄積とそれから利用が必要とするものを選び出す業務が入ってくること必然である。このようなことが図書館で可能になれば利用者の研究調査のスピードは極めて大になり、以って研究が著しく促進されることを待たない。このような方法は決して夢ではなく、すでに実施している所も見かけている。どうい文献を見ればよいということが検索されればあとは利用者がその文献を読めばよい。

からの図書館は所蔵図書の単なる保管所閲覧所ではない。一つの情報センターの役を、しかもそれを主役とするものでなければならない。もちろんこのような業務をしようとすれば財政面での裏付が必要なことは言を待たない。しかしそれが全般的に見て研究速度の進捗につながるものである以上、そして現在もこれからも情報洪水の世である以上決してなおざりに出来ないものである。

情報処理の方法もそれ自体が尚々改善され、新しいものが開発されて行かねばならない。幸い本学には理学部や工学部の有力な研究陣を備えている。これら研究陣の成果も情報処理開発の面に取入れて独特の成果を期待したいと念願してやまない

(電子工学研究所 半導体 教授)

## 《投稿》

### 指定図書について

#### — 学生の声 —

指定図書の大学教育に果たす役割として、どんな点があげられるか考えてみた。

大学教育ということについて考えてみると、大学教育とは一般に原則として教室内の講義と教室外の自学自習によって成り立っている単位制学習制度であるということができる。指定図書とは、この教室外での自学自習をより効果的に促進するものとして考え出されたものである。この点において、教官が自ら講義の内容にそくして選択してくれたものだけあって我々学生は極めて便利なものとして利用することができる。又経済的にも専門などに必要な本を買わなくてもすむという点で助かる。その他まだいろいろな恩恵にあずかっていることは言うまでもないが、これらの長所の反面、いろいろな問題もあげることができる。例えば、教官がどうしてその本を選択したかという根拠も深く考えずに、ただその便利さのみに頼りかかって、自分の問題点を解決させてくれる本を、自らの手で探しだすという過程における努力が忘れられているということである。

すなわち、自学自習を促進するための指定図書が、かえって真の自学自習のさまたげにもなると考えられる。残念ながら、学生の多くは試験・レポート等の教官の提出課題を、指定図書の丸写しによって良い成績をとれる気になっているのが実情である。

我々学生として指定図書に対して受身にしか利用できないということは恥ずべきことである。「情報化社会」といわれ価値観の多様化した現代にあっては、なおさらのこと個々人の主体性がすべての面にわたって要求される。講義内容を肉づけるための指定図書についてもただ与えられたものを読めば良いというのではなく、あくまでも主体的な選択の補助として利用し、指定図書によって得た基礎知識なり技術的なものを自分自身でさらに展開し、自己の内部に位置づけていく、自己形成への努力が必要だと思う。

(教育学部 2年)

## 指定図書について

一教官の意見—

木下 恒

指定図書制度が本学に実施されて早くも2年有半、関係各位の御盡力によって中央図書館の指定図書専用書架の蔵書もかなり揃い、きちんと整備されているが、さて利用状況はと云えば些か低調と云わざるを得ない。私自身決してよく活用してきたとは云えないのでその自戒も含め、この制度とその運用上の問題点を探ってみたいと思う。本制度の主旨は学生に必読を課し、教室外の自学自習を効率的に促進するというまことに結構なものだが、実際授業で活用するとなるとなかなか難しい、概して精読よりも多読を要し、読む必要はありながら一々買ってはおられぬ図書、一読すれば大体用が足りる図書、こう云ったものにこの制度は適していると思うのだが、その意味で本制度の主な対象が一般教育科目となっているのは一応うなずける。しかし私が専ら担当している基礎教育科目のように、学生諸君にとって将来の専門と密接な関連を持つものについては、少なくとも必読に値するような良書は自分で買うことを勧めたいし、事実一晩や二晩の借出しではどうにもならず永く座右に置いて熟読玩味しなければ理解できない図書が多い。買っておけばかなりの利益が得られる筈のものも、指定があるばかりに買わないですませてしまうというマイナス面もあるような気がする（勿論学生諸君の進路はまちまちだし、経済事情が許さぬ場合も多々あるのでそれなりの意義は認めるが）。いきおい個人では簡単に買えない高価なもの、高度に専門的な参考図書を指定するという傾向が生じ、そうなると「必読」という所があやしくなるのではないか、尤も、最近の利用状況調査によると一般教育よりも基礎教育科目の方が利用率が高いという意外な結果が出て驚いている。

徐々に拡充されつつあるとは云え蔵書数等未だの觀が深い吾等が図書館においては、年間500万円もの予算がおり（昭和43、44年度）同時に膨大な職員の労働と書庫のスペースを要するこの制度はもっともっと活用されしかるべきであり、そのためには運用面でもう一工夫こらして欲しい

気がする。さし当って次のような点を考慮して頂ければ幸いである。

1. 指定図書の決定と購入をもっと速やかにし、教科書同様授業開講時には本が揃っているようにして欲しい。目録ももっと簡単なものでよいから迅速に新年度のを作つて貰いたい。
  2. 図書の指定は学科毎によく協議して学科責任者が一括するようにし、教官個人毎の指定という形は改めた方がよいように思う。A教官は同じ学科担当のB・C教官の指定図書をも積極的に活用すべきだが現実は自分の指定書以外何が指定されているかよく知らない場合が多いのではないか。
  3. 指定の古いものは再指定されない限り、その一部または全部を一般開架の方に廻し、その方の充実に役立てるべきである。
  4. 現状では授業時間外に図書館を利用できる時間が余りにも少なすぎるので、試験期間だけでなく、常時開館時間の延長をはかって欲しい。困難とは思うがこの点は是非早急に実現して頂きたい。
  5. 最後に、異論のありそうな所だが、現在の複本数は一般に多すぎはしないだろうか。余り読まれていない同種の本がずらり並んでいるのを見るといかにも勿体ない気がする（例外的によく読まれ、明らかに不足していると思われるものもあるので一概には云えないが）。同じ予算ならもっと種類を多くした方が効率を高め、内容を豊かにすることにならないだろうか。
- 以上のような運用面もさることながら何と云つても本制度の効果的な活用は教官、学生個々の工夫と意欲に掛かっている。よい案をお持ちの方には是非御披露願いたいと思う。

(教養部 化学 助教授)

(4ページよりつづく)

1冊の本にも振り回されているのが現状であるし、大学図書館の使命にも程遠い。図書館充実のため受入、整理業務改善、レファレンスの充実など考えられるが、例えば、整理業務ただ一つだけでも国家組織でなされたらと思う。そしたら、その時間を、資料、相互協力の研究に費やし、それは、図書館員の質の向上にも向けられる。本に追われる毎日から脱出のため、図書館員の努力・团结が国全体の力とならなければと思います。

## 文部省大学図書館職員講習会 に参加して

整理係 山口 橘子

10月13日より16日まで、文部省主催で45年度大学図書館職員講習会が行われ、私は、東京会場のものに出席させていただきました。講義内容は次の通りです。

- 第1日 ○大学図書館の使命。
- 大学図書館に望む事。
- 欧米の大学図書館における、合理化標準化の現状。

大学図書館は、大学のために存在する。故に、大学図書館は、大学の使命である「教育と研究」を基本的目標とする。

利用者である一橋大学堀部教授により、大学の理念に沿い、機能・設備・管理・運営面からの希望が述べられた。

大学図書館の合理化・標準化の意義、オートメーションの現状・実際、主要なオートメーションプロジェクト、標準化の動向、ネットワークの体制、などについて述べられた。

- 第2日 ○受入・整理業務の改善について。

完全に、経済的に、短時間に、人手がかからなければ、改善が出来るという事で改善を考えられた。

- 第3日 ○レファレンスサービスと2次資料。

レファレンスサービスの意義、位置、機能、資料、ライブラリアン、参考質問、文献探索、インフォメーション・ファイル、書誌サービス、今後の諸問題などについて述べられた。

- 第4日 ○相互協力の推進とその問題点。

情報サービス協力機構の将来像、現実的側面、組織運営の問題点などについてが述べられた。

欧米においては、多方面に、機械の導入、業務の合理化、他館との相互貸借、又は、国家組織での事業により資料の充実など、図書館界は、胸のすかっとする発展の途上にある様であるが、我々は、山程の本を1冊々々片付けて行く、正にその

(3ページにつづく)

## ■図書館委員会報告

昭和45年9月22日

### (第6回)

於 本 館

- (1) 文献複写規程案は原案どおり承認された。
- (2) 図書購入費の本館・分館の配分は次回までに決めることになった。なお、本年度はそれを指定図書費には流用しないこととした。
- (3) 今年度は課外教育費の20%が教養図書購入費分として本館に移算されることになった。慣例通り、両短大を含めた学生数によって配分することに決定した。
- (4) 今年度の指定図書費は55万円とした。これは明年度以降を拘束するものではない。

### (第7回)

10月16日

- (1) 図書購入費の分館配分額は前年度の30%増とした。配分額は浜松分館・農学部分館・本館それぞれ 310,000、200,000、1,453,000(節約分を含む)円とした。
- (2) 法経短大の図書問題は今後も委員会に諮った上、折衝を重ねることにした。
- (3) 大学基準協会からの大学図書館の改善計画についてのアンケートは、分館については各分館で作成し、本館については東部地区委員会に諮り、これを取りまとめることにした。

## ■東部地区委員会報告

### (第7回)

9月11日

法経短大の収容不能図書の保管場所として、本館職員ラウンジを提供した旨報告があった。

### (第8回)

10月15日

- (1) 本館の延長開館を10月16日から11月28日まで実施したい旨報告があり、了承した。
- (2) 複写サービスは複写用紙を図書館では頒布せず生協で販売するのを用いることにし、図書館では図書館の資料を図書館の複写機を使用させて行なうこととしたとの報告を了承した。

## ■図書館維持費検討委員会 10月16日

審議の結果、指定図書購入費の分担額は原案どおり了承されたが教養部・学部等へ持ち帰り、教授会に諮った上、決定することにした。